

愛知県地域保健医療計画の策定について

1 経緯

- 医療法により、都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）の作成（医療圏の設定、基準病床数の算定等）が県に義務づけられている。
- 現行の平成 25 年 3 月に公示した愛知県地域保健医療計画は、計画期間が平成 29 年度までとなっていることから、平成 28 年 10 月愛知県医療審議会において、見直し方針を決め、見直しを行うこととした。（計画期間：平成 30 年度～平成 35 年度）

（見直し方針の主な内容）

- ・ 次期医療計画は、引き続き計画本文及び別冊で作成する 2 次医療圏ごとの医療圏保健医療計画で構成する。
- ・ **現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。**
- ・ 次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。
- ・ 平成 29 年 3 月に改正された国の「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」を踏まえ、見直し作業を進める。

- 見直しにあたっては、**今年度策定する「愛知県がん対策推進計画(第 3 期)」や中間評価を行う「健康日本 21 あいち新計画」、「愛知県歯科口腔保健基本計画」等の関連の個別計画と整合性を図っていく。**

【国の医療計画作成指針等改正のポイント】

(1) 5 疾病・5 事業及び在宅医療

- ア 5 疾病・5 事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。

5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5 事業…救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療

- イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等、精神疾患の医療体制の見直しを行う。
- ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。
- エ 現状把握のため全都道府県共通の指標について、より医療提供体制を客観的に比較可能なものに変更。

(2) 地域医療構想について

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築

地域医療構想は、平成 37 年(2025 年)に向け、病床の機能の分化・連携を進めるために、医療機能ごとに平成 37 年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。本県は、平成 28 年 10 月に策定。

(3) 医療・介護の連携

- ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。
- イ 計画期間を5年から6年に変更し、3年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。

(4) 基準病床数の算定式の見直し

療養病床の算定式について、介護施設対応可能数から、在宅医療等対応可能数に変更。

2 愛知県地域保健医療計画素案（案）について

国の医療計画作成指針等を踏まえ、現時点で可能な見直しを行った。今後検討される関連の個別計画の内容等と整合性を図っていく。

(1) がん対策

がん診療連携拠点病院等を中心としたがん診療連携体制の充実を図るとともに、AYA（思春期・若年成人）世代のがんに関する情報や仕事と治療の両立支援等の取組をがん患者に提供できるよう努める。

なお、目標値等については、夏頃策定される国の「がん対策推進基本計画」を踏まえた、県の「がん対策推進計画」との整合性を図り、今後設定していく。

(2) 脳卒中対策

発症後の急性期医療から、リハビリテーションに至る治療体制の充実を図る。

〈目標値〉

項 目	現 状 値	目 標 値
脳血管疾患年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性 34.2 女性 20.7 (平成27年)	男性 38.0 以下 女性 24.0 以下 (平成34年度)
		目標値については、今年度中間評価を行う「健康日本21 あいち新計画」との整合性を図り設定する。 (現在記載の数値は、現行計画の数値。)

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策

発症後の急性期医療から、リハビリテーションに至る治療体制の充実を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
虚血性心疾患年齢調整死亡率(人口 10 万対)	男性 26.3 女性 11.6 (平成 27 年)	男性 26.0 以下 女性 13.0 以下 (平成 34 年度)

目標値については、今年度中間評価を行う「健康日本 21 あいち新計画」との整合性を図り設定する。
(現在記載の数値は、現行計画の数値。)

(4) 糖尿病対策

予防や初期治療、重症化・合併症等の糖尿病の各段階における医療機関等の協力連携を図る。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数(人口 10 万対)	11.3 人 (平成 27 年)	11.0 人以下 (平成 34 年度)

目標値については、今年度中間評価を行う「健康日本 21 あいち新計画」との整合性を図り設定する。
(現在記載の数値は、現行計画の数値。)

(5) 歯科保健医療対策

医科歯科等の機能連携を図るとともに、障害者や有病者、要介護者等への歯科医療体制を整備する。

<目標値>

項 目	現 状 値	目 標 値
80歳(75~84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合	49.8% (平成 28 年)	50% (平成 34 年度)
在宅療養支援歯科診療所の割合	16.1% (平成 29 年)	15% (平成 34 年度)
障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率	90.4% (平成 29 年)	100% (平成 34 年度)

目標値については、今年度中間評価を行う「愛知県歯科口腔保健基本計画」との整合性を図り設定する。
(現在記載の数値は、現行計画の数値。)

3 今後のスケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画
29年 7月	医療体制部会（素案検討）	医療計画策定委員会（素案検討）
8月	↑ 関連会議等での検討 ↓	医療計画策定委員会（試案検討）
9月		圏域保健医療福祉推進会議（原案検討）
10月		
11月	医療体制部会（試案検討） 医療審議会（原案の決定）	
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
30年 1月		医療計画策定委員会（原案修正）
2月	医療体制部会（修正原案→案）	圏域保健医療福祉推進会議（修正原案→案）
3月	医療審議会（答申）	

愛知県地域保健医療計画の概要について

1 根拠

医療法（昭和 23 年 7 月 30 日）

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針(第 30 条の 3)

第二節 医療計画(第 30 条の 4～第 30 条の 12)

2 体系図

